

議案第1号

令和4年度船橋市一般会計補正予算

令和4年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,848,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,182,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60	国庫支出金	54,213,265	1,111,871	55,325,136
	10 国庫負担金	38,383,193	133,150	38,516,343
	15 国庫補助金	15,707,642	978,721	16,686,363
65	県支出金	23,374,359	1,768,986	25,143,345
	15 県補助金	10,686,979	1,768,986	12,455,965
80	繰入金	6,152,484	△419	6,152,065
	10 基金繰入金	6,152,484	△419	6,152,065
90	諸収入	9,377,509	△71,855	9,305,654
	35 雑入	5,749,189	△71,855	5,677,334
95	市債	11,659,500	39,500	11,699,000
	10 市債	11,659,500	39,500	11,699,000
歳 入 合 計		244,334,817	2,848,083	247,182,900

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
25 衛生費	10 保健衛生費	リハビリテーション病院運営事業	30,000
45 土木費	15 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	176,027

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
光風みどり園指定管理料	令和4年度～令和9年度	66,181千円

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
運動広場整備事業	39,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	11,659,500	39,500	11,699,000

議案第2号

令和4年度船橋市地方卸売市場事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度船橋市地方卸売市場事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 市場事業収益	860,000千円	50,000千円	910,000千円
第2項 営業外収益	183,086千円	50,000千円	233,086千円
支 出			
第1款 市場事業費用	860,000千円	50,000千円	910,000千円
第1項 営業費用	837,442千円	50,000千円	887,442千円

(他会計からの補助金の補正)

第3条 予算第9条中「149,000千円」を「199,000千円」に改める。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第3号

令和4年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	18,751,000千円	765,000千円	19,516,000千円
第1項 医業収益	15,785,700千円	817,950千円	16,603,650千円
第2項 医業外収益	2,853,900千円	△52,950千円	2,800,950千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,751,000千円	765,000千円	19,516,000千円
第1項 医業費用	18,450,200千円	765,000千円	19,215,200千円

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第4号

令和4年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	17,397,329千円	63,500千円	17,460,829千円
第2項 営業外収益	5,673,325千円	63,500千円	5,736,825千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	16,795,328千円	63,500千円	16,858,828千円
第1項 営業費用	15,123,600千円	63,500千円	15,187,100千円

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第5号

船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(開示する情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第7条第2号ウに規定する職務の遂行に係る公務員等の氏名に係る部分（当該部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該部分が法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する場合を除く。）とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあつては市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が定める方法を含む。）を受ける法第77条第3項に規定する開示請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(船橋市個人情報保護条例の廃止)

2 船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)は、廃止する。

(船橋市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 令和5年4月1日前に前項の規定による廃止前の船橋市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第18条、第34条又は第42条若しくは第42条の2の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

5 船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、船橋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>情報公開条例及び個人情報保護法</u>の例による。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 情報公開条例第21条第1項及び<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、船橋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>情報公開条例及び個人情報保護条例</u>の例による。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 情報公開条例第21条第1項及び<u>個人情報保護条例第48条第1項</u>の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p>

(2) (略)

2 前項に定めるもののほか、審査会は、市の情報公開制度に関する重要な事項については実施機関に対し、個人情報保護制度に関する重要な事項については市の機関(市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)に対し、それぞれ意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第21条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関(以下「諮問機関」という。)に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護法に基づく諮問機関の決定に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護法に基づく諮問機関の決定に係る公文書又は保有個人情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(2) 個人情報保護条例第7条第1号、第8条第2項第9号、第14条第1項第5号又は第16条第4項に規定する意見を述べること。

(3) (略)

2 前項に定めるもののほか、審査会は、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第21条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護条例第48条第1項の規定により諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る公文書又は保有個人情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る諮問に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る諮問に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 旧条例第48条第1項の規定による諮問がされた場合における前項の規定による改正前の船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する調査審議等については、なお従前の例による。

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年船橋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p><u>16 令和4年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額に、同月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6箇月 100分の100</u> <u>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～15 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日か

ら施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の非常勤特別職報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第28条の4 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第28条の4 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	523,800	

36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				

	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		135,100	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	145,700	198,500	234,400	266,000	281,400
	2	146,800	200,300	236,000	267,700	283,400
	3	147,900	202,100	237,500	269,200	285,300
	4	149,000	203,900	239,000	271,000	287,200
	5	150,100	205,400	240,300	272,700	289,100
	6	151,200	207,200	241,900	274,500	290,900
	7	152,400	209,000	243,400	276,300	292,400
	8	153,500	210,800	244,900	278,300	293,800
	9	154,600	212,400	246,000	280,200	295,600
	10	155,700	214,200	247,500	282,200	297,600
	11	156,800	216,000	249,000	284,100	299,700
	12	157,900	217,800	250,300	286,000	301,700
	13	158,900	219,200	251,800	287,900	303,600
	14	160,300	221,000	253,000	289,700	305,700
	15	161,600	222,700	254,300	291,200	307,700
	16	162,900	224,500	255,500	292,600	309,800
	17	164,100	226,100	256,800	294,400	311,500
	18	165,600	227,800	258,200	296,400	313,600
	19	167,100	229,400	259,600	298,500	315,600
	20	168,700	230,900	261,100	300,500	317,600
	21	169,800	232,200	262,700	302,400	319,300
	22	171,200	233,800	264,400	304,500	321,300
	23	172,600	235,400	266,000	306,500	323,400
	24	174,000	236,900	267,600	308,600	325,500
	25	175,300	237,900	269,400	310,300	326,700
	26	177,800	239,400	271,200	312,400	328,700
	27	180,300	240,700	272,900	314,400	330,600
	28	182,800	241,900	274,600	316,400	332,700
	29	185,200	243,100	276,200	318,100	334,600
	30	186,900	244,100	277,900	320,100	336,500
	31	188,500	245,100	279,700	322,200	338,500
	32	190,200	246,100	281,200	324,300	340,400
	33	191,700	247,200	282,400	325,500	342,300
	34	193,400	248,100	284,100	327,500	344,200
35	195,200	249,000	285,700	329,400	346,000	

36	196,900	250,000	287,400	331,500	347,900
37	198,500	250,900	289,000	333,400	349,400
38	199,900	252,200	290,700	335,300	350,800
39	201,400	253,400	292,500	337,300	352,300
40	202,900	254,700	294,300	339,200	353,800
41	204,200	256,000	295,800	341,100	355,400
42	205,500	257,400	297,500	343,000	356,200
43	206,700	258,600	299,000	344,800	357,400
44	208,000	259,800	300,600	346,700	358,400
45	209,300	260,900	302,200	348,200	359,300
46	210,600	262,100	303,900	349,600	360,400
47	211,900	263,400	305,500	351,100	361,300
48	213,200	264,500	307,200	352,600	362,400
49	214,300	265,600	308,100	354,200	363,300
50	215,600	266,600	309,600	355,000	364,000
51	216,900	267,800	311,100	356,200	364,700
52	218,200	268,900	312,700	357,200	365,400
53	219,200	269,900	314,300	358,100	365,800
54	220,300	270,900	315,900	359,200	366,400
55	221,300	272,000	317,500	360,100	367,100
56	222,300	273,100	319,000	361,200	367,800
57	223,300	274,000	320,500	362,100	368,100
58	224,200	275,000	321,700	362,800	368,800
59	225,100	275,900	322,900	363,500	369,500
60	226,000	277,000	324,100	364,200	370,200
61	226,300	278,100	324,800	364,600	370,500
62	227,100	279,100	325,700	365,200	371,100
63	227,800	280,000	326,500	365,900	371,800
64	228,500	281,000	327,300	366,600	372,400
65	229,200	281,500	328,200	366,900	372,700
66	230,000	282,400	328,600	367,600	373,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	374,000
68	231,300	284,000	330,100	369,000	374,600
69	231,900	285,000	330,900	369,300	375,000
70	232,500	285,800	331,600	369,900	375,500
71	233,100	286,600	332,300	370,600	376,100
72	233,800	287,400	333,000	371,200	376,600
73	234,500	288,200	333,500	371,500	377,100
74	235,100	288,700	334,100	372,100	377,700
75	235,600	289,100	334,600	372,800	378,200
76	236,300	289,600	335,200	373,400	378,500

77	237,000	289,800	335,500	373,800	378,900
78	237,600	290,100	336,000	374,300	379,400
79	238,200	290,300	336,400	374,900	379,800
80	238,700	290,700	336,900	375,400	380,200
81	239,300	290,900	337,300	375,900	380,600
82	240,000	291,100	337,800	376,500	381,100
83	240,700	291,500	338,300	377,000	381,500
84	241,200	291,800	338,800	377,300	381,900
85	241,700	292,100	339,100	377,700	382,300
86	242,300	292,400	339,500	378,200	382,800
87	242,900	292,700	340,000	378,600	383,200
88	243,400	293,100	340,400	379,000	383,600
89	243,900	293,400	340,700	379,400	384,000
90	244,500	293,800	341,100	379,900	384,500
91	245,100	294,100	341,600	380,300	384,900
92	245,600	294,500	342,000	380,700	385,300
93	246,100	294,700	342,200	381,000	385,700
94	246,600	294,900	342,600		386,200
95	246,900	295,200	343,100		386,600
96	247,300	295,600	343,500		387,000
97	247,600	295,800	343,700		387,400
98		296,100	344,100		387,900
99		296,500	344,500		388,300
100		296,900	344,800		388,700
101		297,100	345,100		389,100
102		297,400	345,500		389,600
103		297,800	345,900		390,000
104		298,100	346,300		390,400
105		298,300	346,800		390,800
106		298,600	347,200		391,300
107		299,000	347,600		391,700
108		299,300	348,000		392,100
109		299,500	348,500		392,500
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			

	117		301,900			
	118		302,100			
	119		302,400			
	120		302,700			
	121		303,100			
	122		303,300			
	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用 職員		163,600	184,400	239,100	252,700	253,600

備考 この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	166,800	180,700	267,500	296,000	406,700
	2	168,300	182,800	269,900	298,600	408,200
	3	169,800	184,900	272,200	301,400	409,700
	4	171,300	187,100	274,400	303,800	411,200
	5	172,900	189,100	276,800	306,300	412,600
	6	174,900	191,100	279,100	308,400	414,000
	7	176,700	193,200	281,300	310,700	415,500
	8	178,500	195,300	283,400	312,800	417,100
	9	180,200	197,500	285,500	314,900	418,500
	10	182,400	200,100	287,800	317,200	419,900
	11	184,400	202,700	290,100	319,600	421,300
	12	186,300	205,300	292,200	322,100	422,600
	13	188,300	207,900	294,600	324,500	423,900
	14	190,400	209,600	296,400	326,400	425,300
	15	192,500	211,200	298,300	328,300	426,700
	16	194,600	212,900	300,000	330,400	428,100
	17	196,800	214,700	301,800	332,200	429,300
	18	199,200	216,300	304,100	334,400	430,600
	19	201,700	218,000	306,300	336,500	431,800
	20	203,900	219,600	308,700	338,500	433,100
	21	206,300	221,400	310,900	340,600	434,200
	22	207,900	223,300	313,300	342,400	435,400
	23	209,600	225,200	315,500	344,200	436,700
	24	211,300	227,100	318,100	345,800	438,000
	25	212,800	228,600	320,500	347,500	439,300
	26	214,200	230,600	322,800	349,300	440,500
	27	215,800	232,600	325,000	351,200	441,500
	28	217,300	234,600	327,100	353,100	442,600
	29	219,000	236,400	329,200	354,900	443,800
	30	220,700	239,100	330,800	356,700	444,600
	31	222,400	241,800	332,400	358,400	445,400
	32	224,100	244,500	334,000	360,300	446,300
	33	225,400	247,100	335,800	361,600	447,200
	34	227,100	249,900	337,900	363,300	447,700
35	228,800	252,500	340,000	364,800	448,200	

36	230,400	255,200	342,000	366,600	448,700
37	231,900	257,500	344,000	368,500	449,200
38	233,600	259,900	345,900	370,000	449,700
39	235,300	262,400	347,900	371,300	450,200
40	237,000	264,600	349,800	372,900	450,700
41	238,700	267,000	351,300	374,000	451,200
42	240,500	269,300	353,100	375,400	451,700
43	242,300	271,500	354,700	376,800	452,200
44	244,000	273,600	356,400	378,300	452,700
45	245,800	275,600	358,200	379,700	453,200
46	247,400	277,800	359,900	381,300	453,700
47	248,800	279,900	361,200	382,900	454,200
48	250,300	281,800	362,800	384,400	454,700
49	251,300	284,000	364,000	385,800	455,200
50	252,700	285,700	365,500	387,300	
51	254,100	287,600	367,100	388,800	
52	255,500	289,400	368,700	390,200	
53	256,400	290,700	370,100	391,400	
54	257,900	292,800	371,600	392,700	
55	259,100	294,800	373,100	393,800	
56	260,400	297,000	374,600	394,900	
57	261,400	298,900	376,100	396,300	
58	262,600	301,300	377,500	397,500	
59	263,900	303,500	378,900	398,700	
60	265,000	306,100	380,200	400,000	
61	266,100	308,300	381,100	401,200	
62	266,800	310,700	382,300	402,200	
63	267,800	313,000	383,500	403,600	
64	268,600	315,200	384,600	404,900	
65	269,700	317,300	385,500	406,100	
66	271,200	319,100	386,700	407,200	
67	272,300	320,700	387,700	408,400	
68	273,600	322,300	388,800	409,500	
69	275,200	324,200	390,000	410,500	
70	276,700	326,300	391,000	411,700	
71	278,000	328,400	392,100	412,900	
72	279,400	330,400	393,300	414,100	
73	280,200	332,500	394,300	414,700	
74	281,300	334,600	395,400	415,500	
75	282,500	336,800	396,500	416,200	
76	283,500	339,000	397,600	416,700	

77	284,700	340,700	398,500	417,000
78	285,800	342,600	399,400	417,400
79	287,000	344,300	400,400	417,800
80	287,900	346,100	401,400	418,200
81	289,100	347,900	402,200	418,500
82	290,000	349,700	403,000	418,900
83	291,000	351,100	403,700	419,300
84	292,000	352,900	404,500	419,600
85	292,900	354,100	405,200	419,900
86	293,900	355,700	406,000	420,300
87	294,600	357,200	406,700	420,700
88	295,600	358,700	407,400	421,000
89	296,600	360,000	408,000	421,300
90	297,500	361,300	408,700	421,600
91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		

117	310,800	388,800
118	311,100	389,500
119	311,400	390,300
120	311,700	391,100
121	311,900	391,700
122	312,100	392,500
123	312,300	393,200
124	312,600	393,900
125	312,900	394,500
126	313,100	395,200
127	313,300	395,700
128	313,600	396,300
129	313,800	397,000
130	314,000	397,600
131	314,300	398,100
132	314,600	398,600
133	314,800	398,900
134	315,000	399,200
135	315,300	399,500
136	315,600	399,800
137	315,800	400,100
138	316,000	400,400
139	316,300	400,700
140	316,600	401,000
141	316,800	401,300
142	317,000	401,600
143	317,300	401,900
144	317,600	402,200
145	317,800	402,400
146	318,000	402,700
147	318,300	403,000
148	318,600	403,200
149	318,800	403,400
150	319,000	403,700
151	319,300	404,000
152	319,600	404,200
153	319,800	404,400
154	320,000	404,700
155	320,300	405,000
156	320,600	405,200
157	320,800	405,400

	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用 職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700	

36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

別表第5

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100	

36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		

77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		

117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		

	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第28条の4 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第28条の4 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年船橋市条例第5号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第6項から第8項まで又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第5号。以下「令和3年改正条例」という。）附則第4項、第7項及び第8項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定に

よる給与（平成24年改正条例附則第6項から第8項まで又は令和3年改正条例附則第4項、第7項及び第8項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松 戸 徹

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第11条（略） 2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の127.5</u> 」とする。 3及び4（略）	(期末手当) 第11条（略） 2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の125</u> 」とする。 3及び4（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与改定にならい、会計年度任用職員の期末手当について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の

事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)第27条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年船橋市条例第8号)第14条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職

事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の定年等に関し必要な事項は、市長が定める。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(第8条において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該

職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起

算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定

により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職

(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1及び2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用(船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年船橋市条例第 号)第1条の規定による改正前の船橋市職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に係るものを除く。)については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3	61年
-----------------	-----

附 則

1及び2 (略)

月31日まで	
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。と同時に、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

5 (略)

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

3 (略)

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。)</u>が18日(1月間の日数(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。)</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(2)～(4) (略)

2及び3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (各号列記以外の部分略)

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(2)～(4) (略)

2及び3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (各号列記以外の部分略)

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表の部分略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2～17 (略)

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表の部分略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2～17 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とある

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とある

のは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 (略)

11 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 (各号列記以外の部分略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 (各号列記以外の部分略)

のは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 (略)

11 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 (各号列記以外の部分略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係

る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払

る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払

を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する船橋市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続

を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する船橋市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続

いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた

いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた

ことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(退職手当の基本額の特例)

- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第16項から第24項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当

ことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(退職手当の基本額の特例)

- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当

の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第17項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5～14 (略)

- 15 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5～14 (略)

- 15 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの(アに掲げる者を除く。)
」とする。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年船橋市条例第 号)第1条の規定による改正前の船橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年船橋市条例第5号)第3条ただし書に規定する職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)の医療職給料表(1)の適用を受ける者に限る。)が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

19 一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の

たもの(アに掲げる者を除く。)
」とする。

部分中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第18項の職員以外の者にあつては60歳とし、同項の職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第18項の職員以外の者にあつては60歳とし、同項の職員にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第18項の職員以外の者	60歳
附則第18項の職員	65歳

22 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規

定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及

び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例(昭和26年船橋市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第6条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年船橋市条例第13号)第4条第2項に規定する基本報酬(同項に規定する地域手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。 (法第27条第2項に規定する降給に係る条例で定める事由等)</p> <p>2 当分の間、法第27条第2項に規定する降給に係る条例で定める事由は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)附則第17項の規定により行う職員の給料月額改定(以下「給料月額の改定」という。)及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年船橋市</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第6条 減給は、1日以上6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年船橋市条例第13号)第4条第2項に規定する基本報酬(同項に規定する地域手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。</p>

<p>条例第8号)附則第2項の規定により行う職員の給料額の改定(以下「給料額の改定」という。)とする。</p> <p>3 給料月額を事由とする降給の場合には、法第49条第1項に規定する説明書を交付しない。</p> <p>4 給料月額を改定又は給料額の改定を事由とする降給の場合には、給料月額又は給料額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等)	(初任給、昇格、昇給等)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
4 (略)	4 (略)
5 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
6~8 (略)	6~8 (略)
9 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた	9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

10 前項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額とする。

第13条 (略)

2 前項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(通勤手当)

第21条 (各号列記以外の部分略)

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

第13条 (略)

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前2項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(通勤手当)

第21条 (各号列記以外の部分略)

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キ

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に定める額(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額

(時間外勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

ロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

(時間外勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 (各号列記以外の部分略)

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 (各号列記以外の部分略)

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(休日勤務手当)

第24条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員であつて、市長が定めるものを除く。))にあつては、勤務時間条例

2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 (各号列記以外の部分略)

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 (各号列記以外の部分略)

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(休日勤務手当)

第24条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員であつて、市長が定めるものを除く。))にあつては、勤務時間条例第9条に

第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条の2 (略)

2 第12条第1項から第8項まで、第19条、第20条、第20条の3及び第28条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第28条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡

規定する祝日法による休日(勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条の2 (略)

2 第19条、第20条、第20条の3及び第28条の5の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第28条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で

した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第28条の6 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3 (略)

附 則

1～16 (略)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第12条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適

定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第28条の6 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3 (略)

附 則

1～16 (略)

用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年船橋市条例第 号)第1条の規定による改正前の船橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年船橋市条例第5号)第3条ただし書に規定する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者に限る。)

(3) 船橋市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 船橋市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給

料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

24 育児短時間勤務職員等に対する附則第17項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤

務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 前項の規定により読み替えられた附則第17項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	(略)						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)							
定年前再任用		基準給料月額							

別表第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	(略)						
再任用職員以外の職員	(略)	(略)							
再任用職員		13 5. 10 0	18 7. 70 0	21 5. 20 0	25 5. 20 0	27 4. 60 0	28 9. 70 0	31 5. 10 0	38 9. 90 0

短 時 間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	13	18	21	25	27	28	31	38
	5	7	5	5	4	9	5	9
	10	70	20	20	60	70	10	90
	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第2

行政職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		(略)				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)				
定 年 前 再 任 用		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 163, 600	円 184, 400	円 239, 100	円 252, 700	円 253, 600

--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第2

行政職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		(略)				
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)				
再 任 用 職 員		163, 600	184, 400	239, 100	252, 700	253, 600

短時間勤務職員						
---------	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第3

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		(略)				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)				
定年前再任用		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円 227, 500	円 271, 100	円 298, 100	円 324, 400	円 405, 200

--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第3

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		(略)				
再任用職員以外の職員	(略)	(略)				
再任用職員		227, 500	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200

短時間勤務職員						
---------	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第4

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		(略)			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000
		0	0	0	0

--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第4

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		(略)			
再任用職員以外の職員	(略)	(略)			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
		0	0	0	0

用 短 時 間 勤 務 職 員								
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第5

医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	(略)					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)						
		基 準 給 料						

--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

別表第5

医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	(略)					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)						
		再 任 用 職	<u>23</u> 5.1 00	<u>25</u> 5.4 00	<u>26</u> 2.6 00	<u>27</u> 2.8 00	<u>28</u> 9.1 00	<u>32</u> 6.2 00

任用 短時 間勤 務職 員	月額	員																	
	円	円	円	円	円	円	円												
	23 5,1 00	25 5,4 00	26 2,6 00	27 2,8 00	28 9,1 00	32 6,2 00	37 0,6 00												
備考（略）								備考（略）											

（船橋市立船橋高等学校及び船橋市立船橋特別支援学校の高等部の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第5条 船橋市立船橋高等学校及び船橋市立船橋特別支援学校の高等部の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年船橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～5（略） 6 給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。	附 則 1～5（略）

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成2年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条（略） 2（各号列記以外の部分略） （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	（職員の派遣） 第2条（略） 2（各号列記以外の部分略） （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（ <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u> ）

(2) (略)	(2) (略)
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)
(4) (略)	(4) (略)
(5) 船橋市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員	
(6) (略)	(5) (略)

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2) (略) (3) 船橋市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (4) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第13条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2) (略) (3) 船橋市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2) (略) (3) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第13条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2) (略)

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略)	(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略)

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の

職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (各号列記以外の部分略)

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (各号列記以外の部分略)

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年船橋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

	(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>)
(2) (略)	(2) (略)
(3) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</u>	(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)
(4) (略)	(4) (略)
(5) <u>船橋市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>	(5) (略)
(6) (略)	(6) (略)
3 (略)	3 (略)

(船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年船橋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>)を除く。以下同じ。)の任免及び職員数に関する状況 (2)~(11) (略)	(報告事項) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>)を除く。以下同じ。)の任免及び職員数に関する状況 (2)~(11) (略)

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年船橋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)</u> の給与の種類は、給料及び手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)</u> の給与の種類は、給料及び手当とする。

<p>2及び3 (略) (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第27条 第5条、第7条、第18条及び第19条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (<u>職員の給料に関する経過措置</u>)</p> <p>2 <u>職員(管理者が定める職員を除く。)</u>が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料額については、当分の間、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)附則第17項の規定の例により管理者が定める。</u></p>	<p>2及び3 (略) (<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第27条 第5条、第7条、第18条及び第19条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年船橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 (略) (<u>教育職給料表の適用を受けることとなる職員の号給等の切替えに伴う経過措置</u>)</p> <p>6 切替日の前日において旧教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日以後引き続き教育職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略) (<u>教育職給料表の適用を受けることとなる職員の号給等の切替えに伴う経過措置</u>)</p> <p>6 切替日の前日において旧教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日以後引き続き教育職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

<p>端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>附則別表第1及び附則別表第2 (略)</p>	<p>7～14 (略)</p> <p>附則別表第1及び附則別表第2 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年船橋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 平成30年3月31日において附則第4項の規定による給料を支給されている職員に関する同年4月1日以降における平成24年改正条例附則第6項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から平成30年3月31日における一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年船橋市条例第14号)附則第4項の規定による給料の額(一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))<u>(その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額)を減じた額</u>とする。</p> <p>17～19 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 平成30年3月31日において附則第4項の規定による給料を支給されている職員に関する同年4月1日以降における平成24年改正条例附則第6項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から平成30年3月31日における一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年船橋市条例第14号)附則第4項の規定による給料の額(その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額)を減じた額」とする。</p> <p>17～19 (略)</p>

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第14条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年船橋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(給料及び基本報酬)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額とし、当該月額は、当該フルタイム会計年度任用職員が一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)第10条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「常勤職員」という。)であるとした場合に適用を受けることとなる別表に掲げる給料表の職務の級及び号給により定められる額の範囲内で、規則で定める額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料及び基本報酬)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額とし、当該月額は、当該フルタイム会計年度任用職員が一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)第10条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「常勤職員」という。)であるとした場合に適用を受けることとなる別表に掲げる給料表の職務の級及び号給により定められる額の範囲内で、規則で定める額とする。</p> <p>2 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(船橋市職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 船橋市職員の再任用に関する条例(平成13年船橋市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中船橋市職員退職手当支給条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)、第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第15項の改正規定並びに附則第11条、第12条第2項及び第18条の規定は、公布の日から施行する。

(船橋市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の船橋市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の船橋市職員の定年等に関する条例(以下この条、次条、附則第5条、第6条及び第10条において「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範

囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
（船橋市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第

1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又は

この項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合（次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、次条及び附則第8条から第10条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとし

た場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年

に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(船橋市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の

規定により採用された職員をいう。以下同じ。) に対する第2条の規定による改正後の船橋市職員退職手当支給条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

- 2 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この条において「新条例」という。)附則第17項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(新条例第12条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。)であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条

の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 第3項の規定により読み替えられた第2項及び前項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第21条第2項、第23条第2項及び第24条の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第28条第3項及び第28条の6第2項の規定を適用する。
- 8 新条例第28条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年船橋市条例第 号）附則第12条第1項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第19条、第20条、第20条の3並びに第28条の5並びに新条例第12条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第5号。以下この項において「令和3年改正条例」という。）附則第6項の規定は、新条例附則第19項に規定する異動日の前日において、令和3年改正条例附則第4項の規定による給料月額の適用を受けていた職員が、当該異動日以降に退職する場合に準用する。この場合において、令和3年改正条例附則第6項中「退職の日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例附則第19項に規定する異動日の前日」と、「退職日給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額」と読み替えるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和14年3月31日までの間、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第6条の規

定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 令和14年3月31日までの間、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員については、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第7条、第18条及び第19条の規定は、適用しない。

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第18条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年船橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 船橋市職員退職手当支給条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至っ</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 第1条の規定による改正後の船橋市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定</p>

<p>た場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p>	<p>する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>新条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p>
<p>4 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>船橋市職員退職手当支給条例</u>第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>新条例</u>第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>

理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年等について、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

電子黒板（船橋市立船橋高等学校）物品供給契約の締結について

電子黒板（船橋市立船橋高等学校）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 電子黒板（船橋市立船橋高等学校）の購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 54,890,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県船橋市八木が谷1丁目11番28号
ダイイチサプライ株式会社
代表取締役 竹内 祐二 |

理由

電子黒板（船橋市立船橋高等学校）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第11号

財産の無償譲渡について

財産の無償譲渡を次のとおり行う。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- 1 目 的 昭和61年3月に前原西1丁目札場町会内に住む個人から、集会所用地として115.72平方メートルの寄附を受け、前原西1丁目札場町会に集会所用地として無償で貸し付けてきた。その後、前原西1丁目札場町会は、令和4年6月に地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体となり、同年8月に当該用地の譲渡の依頼が当該町会からなされたので、寄附を受けた当該用地を無償で譲渡する。
- 2 財産の内容 船橋市前原西1丁目539番57
地積 115.72平方メートル
- 3 相手方 船橋市前原西1丁目3番1号
前原西1丁目札場町会

理 由

土地の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第12号

船橋市光風みどり園の指定管理者の指定について

船橋市光風みどり園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市光風みどり園
- 2 指定管理者 船橋市金堀町499番地1
社会福祉法人大久保学園
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

船橋市光風みどり園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	別表第1(第2条関係) 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町

大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	(略)
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市

大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	(略)
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市

<p>山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>長生郡市広域市町村圏組合</u> 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</p>
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。